

使用承認された遺伝子組換え動物の再使用についての申し合わせ

動物実験委員会委員長
松田 正司

1. 遺伝子組換え動物を使用する実験計画書を申請する場合、前もって動物実験計画と同じ実験課題で遺伝子組換え実験の承認を得ていることが必須であるが、承認された遺伝子組換え実験で使用した動物を別の課題の実験に使用するときは、実験責任者が同じである場合に限り、新たな遺伝子組換え実験の計画書の申請及び承認は不要とする。
2. 前項に該当する動物実験計画書を申請する場合、実験に使用する遺伝子組換え動物が承認済みであることを明確に示す遺伝子組換え実験計画書を添付することとする。
本申し合わせは平成24年3月1日より施行する。